

2014 年度 税制改正大綱

自民・公民の両党は、昨年(2013)の10月1日に、通常の年度改正から切り離して、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を前倒しで決定し、12月12日に、「2014年度税制改正大綱」を決定しました。税制改正関連法案は、年明けに国会に提出される予定です。

【主な項目】

税	項目	内容	適用時期等
法人税	飲食・接待費の50%の損金算入	資本金1億円超の法人についても、飲食費(社内接待費を除く)の50%の損金算入が可能(中小法人は既存の制度との選択制)	左記改正を加え、適用期限を2年間延長
	復興特別法人税	課税期間を1年前倒しにして廃止	平成26年3月31日以前開始事業年度で終了
所得税	給与所得控除の上限の引下げ	現行 1,500万円超 245万円 平成28年分より 1,200万円 230万円 平成29年分より 1,000万円 220万円	給与収入1,000万円を超える者は、増税となる改正
	ゴルフ会員権等の譲渡損失の、他の所得との損益通算廃止	ゴルフ会員権等を「生活に通常必要でない資産」の範囲に含め、ゴルフ会員権等の譲渡損失は、他の所得との損益通算、雑損控除の適用廃止	平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等から適用
	相続財産である土地等の取得費加算の特例の縮減	相続財産である土地等を譲渡した場合に、譲渡所得の計算上、取得費に加算する相続税の額をその譲渡した土地等に対応するものに限定する	平成27年1月1日以後に開始する相続等で取得した財産から適用
	NISA(少額投資非課税制度)口座開設等の柔軟化	1年単位で口座を開設する金融機関の変更と、口座を廃止した場合に、翌年以降の口座の再開を認める	平成27年1月1日以後の変更手続きから適用
消費税	消費税率10%時の軽減税率制度の導入検討	軽減税率の対象品目や区分経理等の制度設計の詳細について検討	平成26年中に結論を出す見込み
	消費税の簡易課税のみなし仕入率の区分変更	簡易課税制度のみなし仕入率を、第5種事業までの区分から第6種事業までの6区分に変更 金融業・保険業 60%(第4種) 50%(第5種) 不動産業 50%(第5種) 40%(第6種)	平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用
相続税	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設	持分の定めのある「認定医療法人(仮称)」の持分を相続等で取得した場合、担保の提供を条件に、移行計画(仮称)の期間までは、相続税等の納税を猶予する	移行計画の認定制度の施行日以後の相続等から適用